

第 2 5 2 8 - 1 号  
令和 8 年 4 月 1 7 日  
発行：只見町課係  
編集：総務課  
総務課  
https://www.town.tadami.lg.jp/  
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



### 保健福祉審議会委員募集

次のとおり、只見町保健福祉審議会委員を募集します。

趣旨  
町の保健医療福祉施策の重要な事項を調査審議するため、只見町保健福祉審議会を開催します。今年度は、第二次朝日診療所基本計画及び旧あさくさホームの活用方法について調査審議します。広く町民の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。

任期  
委嘱の日から令和9年3月31日まで

■会議の開催回数  
年3回程度

■報酬、旅費等  
会議に出席した場合、町の条例に定める額をお支払いします。

■採用予定人数 若干名

■応募資格  
18歳以上の町内在住の方で、平日夜間に開催する会議に出席できる方

■提出書類  
応募申込書を持参又は郵送により、保健福祉課まで提出してください。(申込書は、保健福祉課、各地区公民館にあります)  
なお、提出された書類は返却しません。

■応募期限  
4月30日(木)午後5時必着

■選考方法  
書類選考(応募申込書)による

■結果の通知  
決定次第、郵送により応募者本人に通知します。

■その他  
応募に要する費用(郵券代等)は支給しません。

■問合せ先  
保健福祉課 福祉係  
(Tel 84-7010)  
〈保健福祉課〉

**旧長谷部家住宅(叶津番所)再開館**

叶津地内の旧長谷部家住宅(叶津番所)を次のとおり再開館します。

■と き 4月18日(土)

■開館時間  
午前9時30分～午後4時

■入館料 無料

■その他  
・旧五十嵐家住宅は残雪により当面の間、外観のみとなります。  
・旧長谷部家住宅(叶津番所)の茅葺き屋根維持管理のために、囲炉裏で薪を燃やす「火焚き」をご覧ください。

■問合せ先  
教育委員会 文化スポーツ係  
(Tel 82-5320)  
〈教育委員会〉

「認定こども園 新設整備についての意見交換会」開催

3月26日に認定こども園施設整備基本計画(案)のお知らせと、意見交換会を開催し、皆さまよりご意見やご質問をいただきました。これまでにいただいたご意見やご質問への回答をお伝えすると共に新設整備に向けた第2回意見交換会を開催します。ぜひご参加ください。

■と き  
4月27日(月)  
午後6時～7時30分

■と ころ  
ぶなのもりこども園ホール

■内 容  
認定こども施設整備基本計画策定に向けた意見交換(懇談)

■その他  
申込みは不要です。園児保護者様以外の方もお気軽にご参加ください。

前回の意見とその回答を、町ホームページに掲載しましたのでご覧ください。(当日配布も行います)

■問合せ先  
教育委員会 こども未来係  
(Tel 82-5320)  
〈教育委員会〉  
〈ぶなのもりこども園〉

### 除雪機整備費補助金

高齢者世帯等に対する除雪支援体制の強化を図ることを目的として、除雪機の新規購入及び更新・修繕をされる方に対して、次のとおり補助金を交付します。

■補助対象者  
■新規購入の場合  
申請時除雪業者等の年齢が満70歳以下であり、補助を受けた年から7年間は除雪支援保険事業の指定事業者に登録し、初年度5件以上の利用者を確保できる方

※2台目を新規購入する場合は、前年度に15件以上の請負実績件数があり、購入年度の請負件数を20件以上とする事業者で、事業者登録期間は7年間とする。

■更新及び修繕の場合  
申請時除雪業者等の年齢が満75歳以下であり、補助を受けた年から更新の場合は7年間、修繕の場合は3年間除雪支援保険事業の指定事業者に登録できる方も1回に限り補助対象者とする。

■補助対象経費  
・新車の歩行型ロータリ除雪機(除雪幅が1000ミリ以上)購入に要する経費

・只見町自走式除雪機整備費補助金により購入された除雪機(7年以上経過したもの)を更新する経費

・只見町除雪支援保険事業者として5年以上登録されている方が所有する除雪機で、10万円以上の修繕に要する経費

■補助金額  
■新規購入の場合  
除雪機の購入費用に対し2分の1以内(補助限度額は200万円)を補助額とします。

※値引き価格及び下取りする除雪機がある場合には、値引き・下取り価格を控除した額を費用とします。

■除雪機を更新する場合  
除雪機の購入費用に対し2分の1以内(補助限度額は120万円)で請負実績件数×1万円で算出される額を補助額とします。

※更新する場合は、中古除雪機も補助金の対象となります。

■除雪機を修繕する場合  
請負実績件数×1万円円で算出される額または、修繕費用のいずれか低い額を補助額とします。

ただし、この補助を受けた方が除雪機を更新する場合は、更新補助額から修繕補助額を差し引いた額となります。

※申込件数が予定件数を上回る場合には、令和8年度の除雪支援保険事業者で新規に購入される方を優先とします。

### 「民話茶屋」開催

次のとおり「民話茶屋」を開催します。お誘いあわせの上、お越しください。

■と き  
4月25日(土)  
午前10時30分～11時30分

■と ころ  
ただみ・モノとくらしのミュージアム いろいろの間

■語り手 只見町昔ばなしの会

■その他  
4月から10月の第4土曜日に開催します。

■問合せ先  
ただみ・モノとくらしのミュージアム  
(Tel 86-2175)  
〈只見町昔ばなしの会〉  
〈教育委員会〉

空き家等の維持管理は所有者の責務です。

## 空き家等、管理が難しいと感じたら検討しましょう!

**管理を依頼**

草刈りや除雪など  
業者に依頼する方法も。

**貸す・売る**

空き家・空き地バンク  
制度もご活用ください。

**解体する**

空き家を解体する際の  
補助制度もあります。

※町の制度には対象要件や事前提出書類がありますので詳しくはご相談ください。

交流推進課 観光交流係 ☎ 82-5240 ✉ ijyuu@town.tadami.lg.jp

**- 今週の行事 -**

4月20日(月)、22日(水)、24日(金)、27日(月)  
 すくすくひろば(保健福祉センター 保健室)  
 午前9時30分～午後3時30分

**福島県 緊急時モニタリングの検査**

(令和8年4月17日現在)

	品 目 名	
出荷制限	こしあぶら、全品目の可食きのこ(一部除く)	
検査済 出荷可能な品目	穀物	未検査
	山菜・きのこ 樹実類	ふきのとう
	野菜・果実	未検査
	水産物	イワナ
	その他	未検査

■出荷可能な品目とは、厚生労働省が定める一般食品の放射性セシウムの基準値(100ベクレル/kg)を下回った品目のことです。

■検体の採取場所はいずれも只見町内です。

■山菜・きのこ等の出荷したことがない方は、モニタリング検査を受ける必要があります。  
 ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】福島県南会津農林事務所森林林業部(Tel 0241-62-5375)

■自家消費野菜等の放射能検査も実施しております。検査を希望される方は下記までお問い合わせください。

【問合せ先】只見町役場農林建設課農林係(Tel 82-5230)

〈農 林 建 設 課〉



**みんなの伝言板**

◆只見高校「総合的な探究の時間 最終報告会」開催

只見高校生による「総合的な探究の時間 最終報告会」を実施します。只見高校生3学年26名が、「森林・自然」「食・農業」「観光・暮らし」をテーマにした6つの班に分かれ、協力者の方や地域の方と一緒に取り組んだ活動の成果を発表します。お誘いあわせの上、お越しください。

■と き 4月25日(土) 午前9時30分～正午

■と ころ 只見高校 体育館

■参 加 費 無料

■持 ち 物 上履き

■問合せ先 只見高校 担当 岩淵(Tel 82-2148)

〈県立只見高等学校〉

◆学生の地域体験を支える「布団」をお譲りください

学生団体「えんびやれ」は、只見町の魅力を若い世代に伝え、地域に関わる人を増やすことを目的に活動しています。

この度、ゴールデンウィーク期間中に、大学生を対象とした「只見町での1泊2日の地域体験企画」を実施することとなりました。

現在、参加する学生の宿泊に必要な布団が不足している状況です。

つきましては、ご家庭で使われていない布団がありましたら、問合せ先までご連絡ください。日程を調整の上、ご自宅まで受け取りに伺います。(布団は30組を目標にしています)

■問合せ先 学生団体えんびやれ 代表 堀金康太(Tel 080-2730-6279)

〈学生団体えんびやれ〉

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

**パソコンメーカーが回収**し、再資源化します。  
**回収の申し込み**は、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。  
 (ホームページからの申し込みもできます)  
 自治体・販売店等での回収・申し込みの受付は行っていません。



PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金を負担いただけます。

詳細は...

PC3R

回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど)は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

**PC3R** 一般社団法人  
 パソコン3R推進協会  
<http://www.pc3r.jp/>  
 TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

## みんなの伝言板

### ◆「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に係る受入集落募集

福島県では、新しい視点や行動力・専門知識などの『外からの力』を持つ大学生等と集落が交流する中で、地域の復興・活性化を図り、集落の応援団（サポーター）を育成することを目的とし、「大学生と集落の協働による地域活性化事業」を実施しています。

このうち、大学生グループの受入集落を以下のとおり募集します。

#### ■依頼内容

- ・大学生による集落実態調査への協力と話し合い
- ・活動報告会（1～2月開催予定）への参加

#### ■募集対象

福島県内の過疎・中山間地域にある集落（只見町は全集落対象）

※集落としての申請であり、個人では申請できません。

#### ■募集期限 5月11日（月）

#### ■申請方法

申請書に必要事項を記入の上、メール添付若しくはFAX又は持参により、只見町役場交流推進課まで提出してください。

E-mail [ijyuu@town.tadami.lg.jp](mailto:ijyuu@town.tadami.lg.jp)

FAX 0241-82-2117

※応募申請書は下記ホームページよりダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-college1.html>

#### ■問合せ先

福島県企画調整部地域振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

（Tel024-521-7114、FAX024-521-7912）

（E-mail [tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp)）

〈福島県企画調整部地域振興課〉

## 毎月第3日曜日は「家庭の日」です！

福島県では、青少年が心身ともに健やかに成長していくことを願って、毎月第3日曜日を「家庭の日」と設定し、家族と一緒に過ごし、家庭の大切さについて考えるきっかけとしています。

「家庭の日」には、最近読んだ本の内容や気になった新聞記事などについて家族で話しあう「うちどく(家読)」を通して、読書をきっかけに家族のコミュニケーションを深めましょう！

〈只見町教育委員会、中央公民館〉



## 「家庭の日」には うちどく(家読)を！

## 令和8年度 生活安全に係る各種支援制度について

町では皆様の安全な生活を守るため各種支援制度を用意しています。申請には、要件や期限等がありますので、早めにご確認いただきますとともに、ご家族・ご友人の方などへのご紹介をお願いします。不明な点やお問合せは、町民生活課 生活安全係 0241-82-5100までご連絡ください。

### 害虫駆除補助金

#### ▶害虫駆除（スズメバチ、シロアリ、カメムシ）を事業者に依頼して実施した方への補助制度

補助対象者：町内に住所を有する方（町内で住居や事業用に使用している建物が対象。空き家、倉庫等除く）  
実際に害虫が発生し、事業者に害虫駆除を依頼する方。

主な補助要件：1年度に1回限り。補助対象額の1/2で上限2万円。（実施前後又は実施中の写真が必要。）

申請期限：駆除実施前に、見積書を添えて申請してください。

### 自動車急発進抑制装置整備費補助金

#### ▶自動車急発進抑制装置を後付けで取り付ける方への補助制度

補助対象者：町内に住所を有する65歳以上の方で自動車運転免許証を所持している方。

自ら所有又は使用する自動車に国の認定を受けた抑制装置を整備する方。

主な補助要件：補助対象者一人につき1台限り。補助対象額の1/2で上限2万円。（取付前後の写真が必要。）

申請期限：取付前に、見積書・車検証・免許証・装置を添えて申請してください。

### 運転免許証自主返納支援事業

#### ▶高齢等で運転免許証を自主的に返納した方にゆきんこタクシー利用券を支給

支給対象者：町内に住所を有し、自動車運転免許証を自主返納した方。

主な支給要件：補助対象者一人につき1回限り。ゆきんこタクシー利用券100回分。

申請期限：自主返納後30日以内に、公安委員会が発行した運転免許取消通知書を添えて申請してください。

### チャイルドシート（幼児用補助装置）購入奨励補助金

#### ▶チャイルドシート等を新たに取り付ける方への補助制度

補助対象者：町内に住所を有する6歳未満の幼児の保護者、または3ヶ月以内に出生見込みの方。  
新たにチャイルドシート等を購入しようとする方。

主な補助要件：1幼児につき1台限り。対象額の1/2で上限2万円。

申請期限：購入前に、購入する装置の型式や価格等が明記した書類を添えて申請してください。

### 犯罪被害者等見舞金制度

#### ▶犯罪行為により被害にあわれた方や親族に対する見舞金制度

支給対象者：町内に住所を有し、犯罪行為（被害届が警察で受理済みである犯罪）にあわれた方、又はその親族の方。

主な支給要件：遺族見舞金：60万円、重傷病見舞金30万円、転居費用助成金：20万円

申請期限：犯罪行為発生後2年以内（特例有）に、各見舞金等の必要書類を添えて申請してください。

[HPに詳細や様式が掲載されております。各種制度には要件等がありますので、お気軽に担当係までお問い合わせください。町民生活課 生活安全係 82-5100](#)

令和8年度

## 「只見ユネスコエコパーク活動支援補助金」の募集開始

只見町は平成26年6月12日に人と自然との共生のモデル地域である「只見ユネスコエコパーク（以下「只見BR」）」に登録されました。

本事業は、人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動に要する経費を補助するものです。

### ■補助対象者

町税等の滞納がなく、「只見BR管理運営計画」及び「只見BR推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む個人、生産組合、団体、法人、集落など。

### ■補助額

1事業主体あたり30万円を上限とします（10/10以内）

### ■募集期間

令和8年度内に随時受付（ただし、令和9年3月31日までに事業を完了するものに限りです）

### ■助成期間

交付決定日から令和9年3月31日まで

### ■補助対象経費

事業種目	事業内容	経費区分	補助対象経費の内容
自然環境、野生動物の保護・保全事業	只見BRの自然環境・野生動物の保護・保全を目的とした取り組みを支援する。	報償費	外部講師謝礼・旅費
		需用費	消耗品・印刷製本費
		委託料	委託料
		その他	上記以外で町長が認める経費
教育・人材育成事業	只見BRを推進する人材の教育・育成を目的とした取り組みを支援する。	報償費	外部講師謝礼・旅費
		需用費	消耗品・印刷製本費
		委託料	委託料
		その他	上記以外で町長が認める経費
持続可能な地域社会経済の発展事業	只見BRの伝統的な生活文化の継承・発展、地場産業の育成を目的とした取り組みを支援する。	報償費	外部講師謝礼・旅費
		需用費	消耗品・印刷製本費
		委託料	委託料
		その他	上記以外で町長が認める経費
「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業	伝承産品の振興に必要不可欠な取り組みのうち、伝承産品の技術伝承、品質、販売情報価値（パッケージデザイン、広告イメージ）を向上させることを目的とした取り組みを支援する。	報償費	伝承産品の技術伝承者への講師謝礼
		需用費	印刷製本費
		委託料	パッケージおよび広告のデザイン・作成、品質向上のためのデザイン等を委託する費用
		その他	上記以外で町長が認める経費
その他特認事業	町長が特に認める事業	町長が特に認める経費	町長が特に認める経費

### ■申し込み方法

下記書類を担当部署へ郵送あるいは持参してください。書類様式は町ホームページあるいは担当部署にあります。なお、計画書の各項目は具体的に、わかりやすく記載するよう特に留意してください。また、申請書類等は返却しませんので、予めご了承ください。

- (1) 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 町税等の滞納が無い事を証明できる書類  
（※町で確認できる場合は不要です）
- (5) 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金事業交付決定前事前着手願い（様式第9号）  
（※必要な場合のみ提出ください。）

#### 【申し込み・問い合わせ先】

総務企画課 自然首都推進室

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590

ただみ・ブナと川のミュージアム

TEL 0241-82-5963、FAX 0241-72-8356

### ■補助対象事業の例

以下に対象となる事業の例を紹介します。

事業種目	事業内容	事業例
自然環境、野生動物の保護・保全事業	只見BRの自然環境・野生動物の保護・保全を目的とした取り組みを支援する。	・町内の巨樹・巨木、貴重な野生動物の生息、生育地の保護・保全のための柵・解説板等の設置 など
教育・人材育成事業	只見BRを推進する人材の教育・育成を目的とした取り組みを支援する。	・地域の自然環境や野生動物を保護・保全する、あるいは伝統文化、伝統技術を学ぶための講座等の開催 など
持続可能な地域社会経済の発展事業	只見BRの伝統的な生活文化の継承・発展、地場産業の育成を目的とした取り組みを支援する。	・町内伝統文化を継承するための冊子等の作製や機材、資材の購入 ・「伝承産品」の商品試作・開発のための機材、資材の購入 など
「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業	伝承産品の振興に必要不可欠な取り組みのうち、伝承産品の技術伝承、品質、販売情報価値（パッケージデザイン、広告イメージ）を向上させることを目的とした取り組みを支援する。	・町内の伝統的な産品のブランド化を進めるパッケージ作成 など

令和8年度JR只見線利用促進等事業

～只見線を活用する活動やイベントに支援します～

JR只見線利用促進等事業の募集

町では、JR只見線が地域の重要な交通機関であることの意識の醸成、沿線地域の活性化、交流人口の拡大及び利用の促進を図るため、只見線の利用促進等に寄与する活動に対し支援を行います。

- ★対象事業 : JR只見線の利用促進等に寄与する事業
- ★対象団体 : 町内の老人会、婦人会、商工観光団体、集落、学校、企業、ボランティア団体などで、只見町民が3人以上で構成するグループ。
- ★補助金額 : 1事業 原則として10万円を上限（利用促進等の効果が高く、町長が特に認めた場合は20万円を上限）
- ★募集団体数 : 予算の範囲内で実施（事業内容を審査し補助の可否を決定。）
- ★申込方法 : 所定の申請書に事業内容等を記入して頂きます。申込を希望される団体は、交流推進課にお問い合わせ下さい。

申請様式は、町ホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.town.tadami.lg.jp/abouttown/report/index.html>



★事業例と補助の対象となる経費の例

事業例	経費例	備考
只見線を利用した旅行	講師・ガイド等謝金及び旅費 参加者の只見線列車運賃 ポスター・チラシ等の作成費	施設入場料については、1人当たり1500円を上限とする。
只見線を利用した町内・町外観光ツアー	印刷代 施設入場料 郵券代 車両等借上料	車両等借上料については、費用の1/2以内とし、上限を5万円とする。
駅前の除雪、駅周辺の環境美化活動の実施	ゴミ袋、軍手等の消耗品 花の種、苗木等 燃料費（草刈機、除雪機等）	
只見線に関係するシンポジウムやフォーラムの開催	スタッフ等賃金 講師等の謝金及び旅費	スタッフが参加者である場合は、賃金の対象とはならない。
駅前を利用したイベントの開催	ポスター・チラシ等作成費 印刷代・燃料代	個人所有車の燃料代は対象とならない。
只見線をPRする活動	委託料	一部の事業所の営業宣伝に偏るような広告物に関する経費は対象とならない。
只見線関連商品の開発	施設借上料・備品借上料 車両借上料	
その他只見線の利用促進につながる事業	広告料・郵券代 原材料費	

- ※ 上記は、事業例であり、これ以外の事業を実施しても差し支えありません。
- ※ 事業は、令和9年3月31日までに完了してください。
- ※ 補助の対象外となる経費
  - ・団体等の会員間の飲食又は懇親に係る経費 ・餞別、歳暮、土産品、慶弔費等の交際費
  - ・他団体への補助金等 ・積立金 ・備品(机、椅子、パソコン、プリンター等)の購入費
  - ・団体等の事務所の維持経費(事務所賃借料、光熱水費等)
  - ・事務用品(コピー用紙、プリンターインク等) ・講師・ガイド以外の謝礼・宿泊費、記念写真代、保険料
  - ・旅行等参加者の参加キャンセル等により発生する経費
  - ・上記のほか、社会通念上、適当とは認められない経費

★お問い合わせ・申込先 : 交流推進課 観光交流係  
 TEL 82-5240 / FAX 82-2117

空き家対策関係の補助金について 令和8年度版

只見町では、町内にある空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、住宅・空き家に関連する費用の一部を助成しています。

【取得】

事業名	補助概要
住宅取得支援事業補助金	新たに住宅を取得し、定住しようとする者を対象に住宅取得費用を助成します。（空き家取得後は6ヶ月以内に申請の方が対象） ※既存住宅の建て替えにかかる費用は対象となりません。 ※県外移住者は条件を満たすことで福島県補助金が上乘せられます。 【補助率・限度額】 補助率：対象経費の1/2 限度額：新築住宅 上限50万円（加算要件あり） 中古住宅 上限30万円（加算要件あり）

【改修】

事業名	補助概要
空き家改修事業補助金	空き家を取得又は賃借し、定住しようとする者を対象に空き家改修費用を助成します。 ※空き家を新たに取得してから1年未満の方が対象となります。 ※町内の施工業者を活用した場合のみ補助金の対象となります。 【補助率・限度額】 補助率：対象経費の1/2 限度額：上限150万円（加算要件あり） ※補助金の交付は1世帯につき1回、1物件につき累計補助額が150万円を上限とします。

【整理】

事業名	補助概要
家財処分費等補助金	次のいずれかに該当する者の家財処分費等を助成します。 ・空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 ・所有する空き家を解体しようとする者 ・所有する空き家を町の空き家バンクに登録しようとする者 ※南会津郡内の処分等に係る委託業者を活用した場合のみ対象となります。 【補助率・限度額】 補助率：対象経費の1/2 限度額：上限20万円

【解体】

事業名	補助概要
空き家等解体工事補助金	空き家解体費用を助成します。 ※南会津郡内の解体業者を活用した場合のみ対象となります 【補助率・限度額】 補助率：対象経費の2/3 限度額：上限30万円（加算要件あり）

※申請を検討される際は、必ず事前相談をお願いします。

<問い合わせ先>  
 交流推進課 観光交流係  
 電話 0241-82-5240 FAX 0241-82-2117  
 メール: ijyuu@town.tadami.lg.jp

## 「自然首都・只見」伝承産品 認証申請の募集

町では、只見町の自然環境や生活文化に関する情報の発信と地域資源の活用技術の伝承を推進するため、豊かで貴重な自然環境やそれらを背景にした伝統的な技術を活かして生産される町内産品に対して、『「自然首都・只見」伝承産品』の認証を行っています。

認証事業者は、認証品に『「自然首都・只見」伝承産品』のタグ及びシール等の使用が可能となり、また、認証品の広報用品等に認証品であることを表示することができます。



### ■対象産品

- (1) 只見町内で生産若しくは、採取された原料を利用して開発された産品
- (2) 伝統的な技法により製造された産品
- (3) 只見町内で生産、又は採取された加工されていない農林水産物
- (4) その他町長が特に認めたもの

### ■対象事業者

- (1) 認証対象の産品の生産または製造、販売を行い、町内に主たる生産施設を有する事業者等（個人、生産組合、団体、法人など）であること。
- (2) 製造又は販売について、関係する法令及び条例により許可、認可又は届出の必要がある場合は、当該許可又は認可を得た事業者若しくは当該届出を済ませた事業者等であること。

### ■認証申請方法

下記書類等を担当課へ郵送あるいは持参してください。書類様式は町ホームページあるいは担当部署にあります。尚、申請書類等は返却しませんので、適宜お手元にコピーを残して下さい。

- (1) 「自然首都・只見」伝承産品認証申請書（様式第1号）
- (2) 「自然首都・只見」伝承産品認証申請調書（様式第2-1号若しくは第2-2号）
- (3) 認証を受けようとする産品の概要が分かる書類
- (4) 認証を受けようとする産品の見本（各種2個）
- (5) その他町長が必要と認める書類等

#### 【申し込み・問い合わせ先】

総務企画課 自然首都推進室

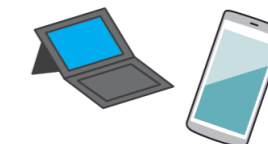
〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2590

ただみ・ブナと川のミュージアム内

TEL 0241-82-5963、FAX 0241-72-8356

## 安心してスマホを使うためのお役立ち情報

# 参考リンク



ご家庭でのルールづくりや、学校の授業の教材など、さまざまな場所で使える便利な情報を掲載しているサイトです。ぜひご活用ください。

### いまお悩みの 保護者の皆さまへ

#### 子どもとネットの トリセツ



安心ネットづくり促進協議会

### 学校の授業の教材にも おすすめ!

#### 情報セキュリティ 教材



情報処理推進機構 (IPA)

### 実際に起きていることを 通して学ぶネットの使い方



#### インターネット トラブル事例集

総務省

### 動画でわかりやすく 学べます!



#### 情報化社会の 新たな問題を 考えるための教材

文部科学省

### 上手に・安全に使うための 方法を知りたい

#### #NoHeart NoSNS



このリーフレットは、こども家庭庁のウェブサイトでもご覧いただけます。

▶詳しくはこちら



## 大人も子どもも楽しく学んで考えて ネットを安全に使っていきましょう!

## 只見町無料職業紹介所求人情報

■詳しい内容を知りたい方、掲載を希望される事業所は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
福島県立 只見高等学校	【パート】 学校司書(委託) 令和8年4月～令和9年3月まで	日給 9,600円	只見字根岸2358 電話:82-2148	交替制なし 8:45～16:45	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) 司書資格必須 職業紹介所からの紹介状
社会福祉法人 南陽会	【正社員以外】 世話人兼支援員 令和8年4月～令和9年3月まで ※更新の可能性あり	時給 1,209円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 電話:0241-62-5088 就業場所 社会福祉法人南陽会こまどり 荘	交替制あり 7:00～10:30 17:00～20:30 9:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
こぶし苑	【正社員以外】 準介護員(臨時)	日給 9,317円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 10:00～19:00 10:30～19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 準調理員(臨時)	日給 8,843円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 8:30～12:30 8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)トーカー 南会津営業所	【正社員以外】 運搬業務(パキユーム車運転)	日給 13,000円	黒谷字黒下43-2 電話:84-2270	交替制なし 8:30～17:30	なし	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
(株)会津工場	【正社員】 輸送用機械器具製造業	月額 170,000円～	二軒在家字上タモ721-1 電話:86-2553 就業場所 南会津町片貝二本柳494	交替制あり 8:00～17:10 5:00～14:00 13:00～22:00 20:30～5:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)ニコクトラスト	【正社員以外】 清掃員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,033円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 J-POWERハイテック只見寮 電源開発白雪寮	交替制なし 8:30～12:00(只見寮) 13:00～17:00(白雪寮)	雇用 労災 健康	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 清掃員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,033円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 明和保育所	交替制なし 14:00～16:00	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,300円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00～14:30 8:30～17:00 6:00～8:30 14:00～17:00 ※土、日、祝日休業	雇用 労災 健康 厚生	特になし
		月額 230,000円～				
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,500円～  月額 260,000円～	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 電源開発白雪寮	交替制あり 6:00～14:30 11:30～20:00	雇用 労災 健康 厚生	特になし
【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,033円	郡山市桑野3-19-6 電話:070-1544-3385 就業場所 只見町保育所	交替制なし 8:00～17:00 契約社員 8:00～17:00 パート(代替)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) 調理師、栄養士の資格	

(株)只見町観光公社	【パート】 サービス業(清掃業務) (奥会津ただみの森キャンプ場) (令和8年4月下旬予定)	時給 1,050円	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管 理施設 電話:83-1733	交替制あり 9:00~16:00 ※平日休み ※交替勤務	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【パート】 サービス業(販売・管理・清掃 業務) (田子倉レイクビュー) (令和8年4月下旬予定)	時給 1,050円	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管 理施設 電話:83-1733	交替制あり 9:00~16:00 ※平日休み ※交替勤務	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員】 サービス業 (インフォメーションセンター業 務、送迎及び運搬配達業務、 総務事務、アウトドア施設管 理) 試用期間あり	月額 184,800円~	只見字田の口24 勤務地:只見町観光公社の管 理施設 電話:83-1733	交替制あり 8:00~17:00 ※平日休み ※交替勤務	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
(有)丸平	【正社員】 現場作業員	月額 200,000円~	只見字田中1165 電話:82-2145	交代制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
あいあい薬局 只見店	【正社員】 薬局事務	月額 176,000円~ 193,000円	会津若松市門田町日吉小金 井2 電話:080-4950-9020 就業場所 あいあい薬局只見店	交替制なし 8:30~17:30 9:00~18:00 ※土曜日 9:00~14:00まで	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可) ※入社後、「登録販売者資格」 を取得。費用会社負担
	【正社員以外】 薬局事務	時給 1,050円~ 1,150円		交替制なし 8:45~18:00 ※週3~5日、午前をメインに1日4 時間程度	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(有)馬場ファーム	【正社員】 畜産業	月額 【高卒程度】 244,566円 【大卒程度】 260,080円	塩ノ岐字柳原2-1 電話:090-5599-6492	交替制なし ①8:00~17:00 通常の就業時間 ②7:00~16:00 ③6:00~15:00 ※②と③出荷の予定により就業時間 の変更あり	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 179,510円~ 216,310円	小林字七十苅622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00~16:00 9:00~18:00 11:00~20:00 16:00~翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 179,510円~ 216,310円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00~16:00 9:00~18:00 11:00~20:00 16:00~翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 介護員及び調理	時給 1,033円~ 1,113円		交替制あり 8:00~18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日給 9,430円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 7:00~16:00 7:30~16:30 9:00~18:00 9:30~18:30 10:00~19:00 10:30~19:30 17:00~翌10:00(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南会西部建設 コーポレーション 南会津事業所	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円~	大倉字上田162-1 電話:86-2131	交替制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円~	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)川合車輛	【正社員】 建設機械オペレーター	日額 9,000円~	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 200,000円~				
永洸建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円~	樋戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円~				
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造	時給 1,033円~	叶津字入叶津30 電話:82-3401	交替制なし 8:30~17:00 9:00~16:00 ※時間、曜日要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南栄通商 只見営業所	【正社員】 建設機械レンタル及び 建設資材販売 業務全般	月額 185,000円~ 200,000円	福井字後田16-1 電話:84-2106	交代制なし 8:00~17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)